

てます。

それから、やはりさまざまな市民の皆様の要望とか意見を全く軽視してるような、全く市役所に対して求めるんじゃなくて、何ができるんだと、長井市に対してと。そういう意味で私は申し上げてるのではなくて、あくまでもやっぱり自分たちの夢とかいろんな目的のために人間は努力するわけですけども、そういったことを私たちは応援しなきゃいけない、行政として。それが基本であります、しかしそれを自分個人個人の夢を行政がかなうように頑張れなんて言われても、なかなかこれは難しい部分もあると。できる部分もあるかもしれませんけども。ですから、そういった意味で、いわゆる三助の精神でお互い力合わせてやりましょうと。そういうふうにしていかないと、もう今の自治体、市町村はもたないんだということを申し上げております。

ですから、さまざまなご指摘はごもっともでありまして、特に行政の情報をどういうふうにお知らせするかというのは、古くて一番新しい、一番重要な課題でありますけども、そういったことについて行政側ももう少し違う視点から努力しなきゃいけないと思います。

○町田義昭議長 11番、大沼 久議員。

○11番 大沼 久議員 やはり謙虚にあらねばならないという行政の基本精神は貫かなきゃならないと思うんです。とりわけそこに所属する委員さえもなかなか納得できない計画が進んでるという、そういうことのないようにひとつやっただきたいということを思いますし、行政に何ができるかを問うているのではなくて、結局、今、各地区長さん方も地域課題をまとめていろいろ優先順位をつけたり、そういう要望が最近ほとんどだと思う。

そうなったときに、それに対して一々具体的にやっぱり行政の方の説明というのが今欠けるのではないかと。地区長さんのところでみんな

なとまってて、一般の皆さんにいかにそれが伝わるかということを少し考えてほしいと。言ってることわかんないと思いますけども、あんまり余計なこと言うと大変ですので、わかりやすくとにかく説明する基本姿勢をとってほしい。要望いたしまして、終わります。

○町田義昭議長 申し上げます。15番、鈴木武次議員が出席されました。

高橋孝夫議員の質問

○町田義昭議長 次に、順位6番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 おはようございます。

私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。

通告をしている2点について質問申し上げますので、明確な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思います。

質問の第1は、施政方針についてです。

第1点目は、組織機構の見直しの考え方について伺います。

商工観光課を商工振興課と観光振興課に二分し、建設課からまち・住まい整備室を分離させ、福祉事務所を福祉生活あんしん課と子育て支援課に分けて、それぞれの課長に福祉事務所長を兼務をさせるという組織機構の見直しの提案がなされています。

組織は生き物ということから、住民生活の向上に向けた体制整備は必要と考えていますが、これまでの経過も含め整理しておきたいと考えております3点について、市長と総務課長に伺います。

1つは、統合なのか分散なのか不明確ではない点について、市長の見解を伺います。

私は、これまでの長井市という行政組織の変遷を見てまいりました。オーソドックスな行政組織が大課制となって、主幹が導入をされたこと、その後、部制がしかれたこと、そして課題ごとに課が新設をされてきたこと、それが今度は一転、課は統合され始めてきたこと、そして、内谷市長になってからは、一昨年に上下水道課として上水道事業と公共下水道事業、農業集落排水事業が一体で展開され始めました。しかし、昨年からは課の新設が始まり、平成23年度では一気に5つの課が新設をされるということになります。

この間の流れは、統合という傾向にあったと思いますが、この2年では逆に分散というか拡散という傾向にあると感じます。

22年度は教育委員会の文化生産学習課の改編があり、23年度は商工観光課と福祉事務所、そして建設課の分離や部門改編ということになるようですが、なかなか意図するところが理解できませんし、来年度以降どうなっていくのか見えない状態にあります。

私は、今後の組織機構の方向性を転換をしていくということであれば、当然にして長井市の行政組織をどのように構想されておられるのかをまず明らかにすること、これが大切なことと考えます。市長の考えておられる市の行政組織機構構想をぜひお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、来年度以降もこういった課の新設を構想されているのかもお聞かせをいただきたいと思います。

2つは、1課1係は疑問について伺います。

今回の観光振興課新設では、1課1係制となるようです。23課のうち係が1つだけというのは観光振興課だけということになります。私はこれまで複数の係を束ねた組織が課という考え方を持っておりましてし、基本的にこの考えは正しいと思っています。その感覚からいえば、

このたびの観光振興課の新設はなかなか理解できません。課ということになれば、当然にして課長がおり、課長を補佐する職員が存在し、係長あるいは課員が配置をされるものと考えます。ただでさえ少ない職員数の中で、課を新設するということになれば、課としての体制を整える職員数が必要となるということになり、そういった新たな需要にすぐに対処できるほどの余裕はないと私は感じます。なぜ係が1つであっても課にしていく必要があるか疑問を感じます。

3月4日の一般質問で、市長は、商工観光課に対する行政需要がふえ、1人の管理職では対応がしがたい。観光振興計画づくりが大切であり、観光の産業化、周年化を目指すための第一歩を踏み出していきたいと答弁をされました。私もこのことは大事なことと感じましたが、だから新たな課を新設をするということが現状の組織実態に合うかどうかという課題は、整理をする必要があると私は感じます。その意味で、市長はどう整理をされてこられたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

3つ目は、管理職ポストの拡大となることの整理について、市長と総務課長に伺います。

2月26日の予算内示会で、市長は、現在の管理職数の範囲でという答弁をされたと記憶をしますが、私にはなかなか理解ができませんでした。そこで、再度考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

まず、総務課長に伺います。

現時点での管理職数について、課長、主幹別に人数をお聞かせいただきたいと思ひますし、あわせて、22年度末で退職される管理職の数についてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

市長に伺います。

長井市の行政組織上、職員に占める管理職数の割合が高いことは、この間ご案内のとおりです。50歳代以上の職員数が半数を占めるという組織事情があるといつても、これは容認できる

+

ことではないと考えますし、少なくともこれ以上拡大することにはならないと考えます。主幹も含めた管理職数を今後どのようにしていこうと考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

私はこの間、主幹はなくすべきではないかと申し上げてまいりました。しかし、新たに課を新設していくことで主幹を減らしていくということであれば、課題は全く解決をしませんし、逆に、課長のポストを恒常的にふやすことにつながってしまい、管理職の割合を定着してしまいかねません。

2月16日に平成32年度までの定員適正化計画が示されました。10年間の年度ごとの定員計画でいえば、例えば3年後や5年度、10年後は管理職の数を何名にするのか、あるいは職員数に占める割合を何%とするのかという計画もあわせて示していただければ、わかりやすいものとなると思います。いかがでしょうか。市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

第2点目は、家庭児童相談員の設置の考え方について、通告をさせていただきましたが、時間の都合上、ここについては省略をさせていただきます。

通告の第3点目は、住宅新築・増改築補助事業の考え方について、市長と建設課長に伺います。

施政方針で触れているように、持ち家住宅の建設を促進し、住環境の整備・改善を図ることにより、定住人口の拡大が期待でき、さらに不況期に当たって地元関連業界に対する需要を喚起し、消費拡大による景気浮揚を図りたいとする考え方は、賛成です。

新たな補助制度となるわけで、使い勝手のよい内容としていくことが必要と考えます。

そこでまず、建設課長に伺います。

この補助金の資料によりますと、補助要件で、同じ年度内に住宅に関するほかの長井市からの

補助金を受領したことがない者と規定し、同時に、年度をまたぐ工事は対象としないと規定をしています。他の補助金を受領したことがない者という規定は、具体的にはどういう場合を想定をしているのでしょうか。増改築などの場合は、トイレやおふろ、そして台所を含む水回りの改修等が考えられるわけですが、その際、長井市では公共下水道や農業集落排水事業、そして浄化槽事業でも水洗便所改造資金融資あっせん制度がありますし、浄化槽事業の場合は放流ポンプ等設置工事費補助事業があります。介護保険でも、最高額20万円までの補助金が受けられる制度があります。これらの補助制度を一括して受けながら工事をする、このことができれば負担軽減が図られるわけですが、実際はどうなるのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

市長に伺います。

1つは、年度をまたぐ事業は該当させないという規定は現実的ではないと私は考えます。同居家族などの事情から、時期を待たないで工事しなければならない事態も想定をされますし、何よりここ3年間では市の事業なども年度をまたぐ事業がメジロ押しという事態を見れば、年度で制限をするということにはならないと考えます。柔軟に対応すべき課題と考えますが、どうでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

2つは、補助対象工事費の範囲についてです。

資料によりますと、1件当たり50万円以上の工事を対象とするということになっていますが、これでは比較的大がかりな工事となってしまうのではないかと感じます。例えば、畳の表替えや戸や窓の改修、修理などの50万円以下の工事でも対象とし、その際の補助金は1割にしていこうという考え方も大事ではないでしょうか。もっと身近に補助制度を活用できるように研究されてはいかがでしょうか。考え方をお聞かせを

いただきたいと思ひます。

3つは、高齢者などの世帯で、トイレの改修などの必要性を切実に感じていながらも、実際はおふろや台所などとの一体改修でなければ公共下水道事業や浄化槽事業に入ることができないこと、その際、まとまったお金を工面することができずに、結局は改修をあきらめなければならぬという世帯に対する補助などの新制度を研究していく時期にあるのではないかと私は感じています。

下水道事業でも浄化槽事業でも融資あっせん制度と利子補給制度を備えています、現実的には高齢者世帯に資金を融資する金融機関は皆無です。しかし、最も切実にそれらの改修を望んでいる世帯でもあるわけです。金融機関と市で共同して研究をしていくことはできないでしょうか。少なくとも土地つきの持ち家ということと間に金融機関と対象者との間に市が入ることと融資につなげる研究は必要と考えますが、いかがでしょうか。市長の見解を伺いたひと思ひます。

通告の第4点目は、敬老祝賀事業とはについてです。

施政方針では、長年にわたり社会に貢献してこられたこれらの高齢者の方々にお祝ひ品を支給するとともに、敬老会開催などを実施する地区などに補助金を支出することにより、市民の皆さんの長寿をお祝ひしますと触れ、新年度予算では、敬老祝賀お祝ひ品分1人500円分で248万1,000円、敬老祝賀事業補助金として1人1,000円当たりで491万9,000円が計上をされています。私は、この2つの事業と補助金について、なかなか理解ができません。

そこで、福祉事務所に伺ひます。

支給対象として、敬老祝賀お祝ひ品は76歳以上の敬老者全員が対象であり、敬老祝賀事業補助金は、敬老会を開催する地区内の敬老者が対象ということなのかどうか、まず明らかにしてい

いただきたいと思ひます。

同時に私は、敬老会開催などを実施する地区などに補助金を支出するということは、具体的にどうということなのか。敬老会開催などというのは、どういふことを想定をしているのか。地区などというのは、市内の自治組織以外にも該当するものがあるのか、それは具体的にはどのような組織なのか。補助金交付要綱などがあれば、示して明らかにしていきたいと思ひます。

私は、敬老会開催などの事業を実施する地区への補助金となれば、住んでいる地区によって該当したり該当しなかったりするような内容のものであつてはならないと考えますし、同時に、住民組織である各地区で新たにこの対応について悩みを抱えていくことになりはしないか、そして補助金である以上、成果報告書が求められるという新たな負担がふえてくるのではないかと心配をしています。

3月4日の一般質問で、市長は、地区長連合会から現実的に78地区で実施をしているところに支援してほしいという要望を受けて考えたものという答弁がありました。しかし、なかなか納得できません。今月中には市内の多くの自治組織で総会が開催をされますし、この取り扱いをどうしていくのについて議論が分かれるという地区も出てくるのではないかと感じます。

従来のように、敬老者全員分を各地区に交付をしていくという方法として、その際、既存のお祝ひ品の支給分もあわせて再検討することが私は大事なことと思ひますが、いかがでしょうか。市長の見解を伺ひます。

質問の第2は、清水保育園とはなぞの保育園の合築計画についてです。

私は、昨年12月定例会でも質問をさせていただいておりますから、項目に沿つて簡潔に伺ひたいと思ひます。

第1点目は、合築でなければならないのかに

+

ついて、福祉事務所に伺います。

一昨年に策定をした長井市保育計画以降、清水保育園とはなぞの保育園の合築計画というふうにされ、触れられています。この合築構想は、福祉事務所で構想されたものかどうか、あるいは行財政改革などの考え方なのか、あるいは移管先の考え方なのか、まず明らかにしていただきたいと思います。

その際、合築で何がメリットと考えられたのかもお示しをいただきたいと思います。

また、保育単価などからいえば、合築をした場合とそれぞれの単独で施設整備を行った場合ではどうなるのかについてもお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、定員数の変更はなぜかについて、福祉事務所に伺います。

申しあげました保育計画では120名定員とし、昨年12月に示された資料では150名とその定員が変更され、今回の説明ではまた120名の定員数とされています。説明のたびに定員数が変わることへの説明はこの間なされているのでしょうか。

厚生常任委員会協議会に示された資料を見ても、理解できるような説明はないと思われます。経過も含めてお聞かせをいただきたいと思います。

第3点目は、園舎はなぜ2階建てなのかについて、福祉事務所に伺います。

厚生常任委員会協議会の資料では、園舎は2階建てとし、2階部分には年長児の保育室を設置するというものでした。しかし、3月4日の一般質問での答弁は、社会福祉協議会の3月3日の理事会で、2階には保育室はないという決定をしたということでありました。

それでは、この間、議会に示した資料の中の平面図などは一体何だったのでしょうか。一連の資料は、だれか個人の考え方を出したということになるのでしょうか。内容が変わったので

あれば、なぜ変わったのか、今後どうなるのかなどの説明をきちんとしていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

社会福祉協議会での決定ということであれば、市との協議をやり直していく必要もあるのではないかと私は感じます。市としては、こんなに計画がころころ変わるという事態をどう考えておられるのでしょうか。福祉事務所長からは、計画変更の説明をいただきたいし、市長からはたび重なる変更などを見て、どう考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

第4点目は、建設予定地に問題があるのではないかについてと第5点目についてあわせて市長に伺います。

私は、申しあげました園児の定員数の変更や園舎を2階建てにするといった考え方に至ったのは、十分な敷地面積などを持った建設予定地ではないことに起因をするのではないかと感じています。

さきの一般質問での福祉事務所長答弁にあった土地選定の理由では私は納得できませんでしたし、市長が答弁をされた水道事業との関係を含む4点の理由についても、理解は進まないと感じたところです。特に私は、市の保有地とする考え方と、水道事業展開上の課題には理解ができません。仮に、水道事業の関連で浄水場の跡地を市が買うことにしても、それは土地の性質上、施設などを建てるということではなく、この間、再三当局がこだわって繰り返して言われてきた都市公園、緑地として活用を図るべき性質の土地だと私は考えます。

その上で私は、平家建ての園舎と子供たちが伸び伸びと安心して遊ぶことができる屋外遊戯場が十分に確保され、同時に職員の駐車場や行事などでの父兄の駐車場、そして何よりも朝夕の車での園児の送迎が支障なくできる用地の確保こそ大切なことと考えます。このたびの建設以降は、長井市にとっては今後30年から50年間

にわたって保育所建設はないであろうと思います。だとすれば、数少ない市の保有地にこだわる余地、将来に悔いが残るようなことがあってはならないと私は思います。

確かに財政上の負担はありますが、子供たちにとってよいものをつくるのであり、子供心にあの保育園に入りたいと思うような施設をつくっていくことは必要なことと考えますし、市民の理解も十分得られるものと私は考えます。発想を変えて再考することこそ、将来にわたってのまちづくりには大切なことと考えますが、いかがでしょうか。市長の決断をお聞かせをいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

議員の方からは、大きくは8項目、私の答弁は多分15から20ぐらいお答えしなきゃいけないんだと思うんですが、ちょっと内容がよくわからない部分もありましたので、答弁漏れがございましたらご指摘いただきたいと思います。あと時間もないので、できるだけ手短にお話ししなきゃいけないというふうに思いますが、ただ、やっぱり趣旨を、高橋孝夫議員のご質問の内容は、どういう考えなんだということを言えということでございますので、どうしても長くなります。しかし、質問項目が多いものですから、その辺は言葉足らずの部分があるかと思いますが、まず最初におわびといいますか、お願いしておきたいというふうに思います。

まず最初に、1点目の組織機構の見直しで、統合なのか分散なのかということなんです、これはどちらもあるわけです。分散の方向にしてから皆全部分散するとか、統合の方向に行ってるから全部統合するとか、そういった画一的な考え方は私は全くしておりません。一つの

市役所も経営体というふうに考えた場合に、こういった課題があるかということをもとに考えて、申し上げますと、まず第1点目は、市民のご要望とかあるいはいろんなご意見をしっかりとお受けして、そして時代のニーズ、それから市民の皆様のそういったご要望にこたえられるような組織にしていかなきゃいけないというのはまず大前提でございます。これが1点目。

あと第2点目としては、市の職員、随分もう3割も減らしてきたわけですね。そういった中では、今まで10人でしたところを7人でしなきゃいけないと。ですから、一人一人の負担多くなります。そういった意味では、職員の能力をどういうふうにして最大限発揮できるかという組織。

あと3点目は、例えば私ども特別職に届かない情報ってたくさんあるんですね。これは意識してといますか、制度上届ける必要がないのかもしれませんが、しかし、私のところにはいろんな皆様から要望とか意見をいただく、私はわからないというのはたくさんあるんです。聞いてない。これではだめだろうということがあるわけですね。これは私と副市長、それから教育長、この我々特別職がしっかりと責任を担っていく、そういう組織でなければならないだろうというふうに思ってます。

あと4点目が、この市役所も築55年ぐらいになるわけですが、とにかく分散し過ぎてるんですね。本庁にあるところと、それから第2庁舎、そして教育委員会は清水町、そして上下水道課は平山と分かれ過ぎてると。ですから、本来であればもうちょっと役所に全部、本庁舎に入れば、また違った組織にできるのかもしれない。かつて試みようとした市民課のワンストップサービスなども、結局庁舎の制約があつてできなかったりとか、そういったことがあったんですね。

そういったことを前提にしながら、例えば上

+

下水道課は、私は非常に効率的になったと思います。しかし、合併浄化槽の方だけ建設課に置きました。これはそのときの理由があったんですね、そのときの。いわゆる補助事業とかで事務費とかそういったものがなかなか流動的に使える場合とか、あるいは上下水道課の中に合併浄化槽の人たちが入っていくと入り切れなとか、そういう物理的な制約もあったということをご理解いただきたいと思います。

しかし、上下水道課は一つにしたことによって、デメリットもちろんあるとは思いますが、メリットがたくさん私はあるというふうに思っています。

あと、例えば生涯スポーツ課なんですけど、これは文化生涯学習課の中にあっただけですが、高橋議員もご承知のとおり、スポーツ主幹というのは学習プラザにあったんですね。ですから、同じ課が分かれるわけですよ。これはおかしいだろうと。そして、スポーツの振興というのは、大沼久議員の質問でお答えしましたが、非常に重要な部分だと、これからも、今までも、もちろんです。そういった意味で、そこを独立させることによって、大分職員の意識が変わる。あと、市民もわかりやすい。あと、一々決裁を車に乗ってもらいに行くと、課長のですよ。それはおかしいだろうということなんです。

一方で、今回は5つの課を新設するという、高橋議員からのお話ですけども、3つの課と所を6つの課にするんですね。ですから、3つですよ、ふえるのは。例えば、福祉事務所については、法律でいろんなことがあって、結局、決裁権というのは絶大なものがあります。私が見れないのはいっぱいあるんですね。私から見れば、ブラックボックスみたいになってしまいがちだと。これを反省しなきゃいけない。もっと自分も勉強しなきゃいけない。しかし、決裁を私までしなくても、全部できる部分がたくさんあったんです。

子育て支援の部分は、室を設けたというのは、少なくとも保育計画とか、そういったところでやっぱり我々も責任を負わなきゃいけないわけですから、しっかりと市民からいただいている要望を市政に反映させるために室を設けたりしてきたんですが、あと一方で、長寿の方とか、援護の方なんかもいろんな課題がありまして、そういったところをもう少し市民にもわかりやすく、あと私どもの責任をきちんととれるような、意見も反映できるような、そういったものにしたということなんです。

それから、観光振興課については、4日の一般質問でもいろいろお話ししましたが、一つの係で一つの課というのはおかしいんじゃないかという話ありましたが、これは実は2つぐらいにしたいというふうには思ってるんですよ。しかし、今のところ、残念ながら職員をそんなにふやせない。ふやしても1人だろうと。管理職の部分だけです。課長級だけです。あとは補佐以下は一緒です。

そうすると、その2つの課にするというのは、じゃあしなくてもいいんじゃないかということになるんでしょうけども、そうじゃなくて、例えば観光の交流の部分と観光の物産の部分とあるんですね。これは明らかに違います、扱うことが。例えば交流の部分でしたら、どのようにしてお客様を集めるか。当然物産ともかかわってきますよ、もちろん。食とかあるいは特産品とか、そういったことはあるわけですけども、例えばニューツーリズムという時代のいろんな流れがあって、健康であったり農業であったり、あるいは地域の生活とか文化に親しむ、そういったものがあつたりとか、そういったジャンルの部分と、それから一方で、B級グルメって全国的に話題になってますように、あれ一つうまく成功すれば、一点突破できる部分あるわけですよ。でも、そこはそこでやっぱり物産の方と絡めないといけない。

あと、例えばほかのB級グルメで成功してる事例がどうなのかも分析しなきゃいけないですけども、例えば甲府だったら甲府で、あの鳥の煮込みですよ。それで、甲府にいっぱいお客さん、何十万人、何百万人っていらっしゃるわけですね。それだけで。そうすると、そのときに、じゃあ特産品があるかと。特産品、多分あるんでしょうけども、そういったことなんかも含めて、どういうふうにして戦略を描いてんのかということ、残念ながら今の商工観光課の中ではそういったことを私も話す機会ありませんでした、職員と。課長とはある程度話できるんですが、課長が職員とどういうふうにして話してるかわからない。

ですから、特に力を入れたい部分については、私も責任とらなきゃいけないわけですから、自分の意思は、自分の意見、アイデアは生かしたいと思うのは当然でございまして、そういった意味で、組織と人っていうのは非常に柔軟に考えるべきだろうというふうに思っています。

あと、例えば定員適正化等、今後、将来どういうふうに課とか組織をしようとしてるのかと。5年、10年の計画があるのかということでもありますけども、これは組織っていうのは計画を立てても余り意味がないだろうというふうに思っています。例えば来年とか再来年あたりで必要だなと思ってる部分はあります。市民と触れ合う部分の市民課とか健康課とか。今、福祉はああいう形したわけですから、その部分がもう少し制約があるんですけども、さっき言いましたように、ワンストップサービスをしようとしてみたわけですね。あと、そのときに同時に、夜はなかなか大変でしょうけども、月1回とか、あるいは土日も月1回ぐらいあけて、なかなか役所に来れない人のためのそういうサービスを実施したいとか、いろいろ考えました。

そういったことで、これから市民課とか健康課あたり、特に重要な部分でありますので、市

民相談センターもそうですけども、その辺をどうするかというのは、もう少しやっぱり場所の制約と人の制約ですね、この中で考えていかなきゃいけないだろうと思っております。

ですから、例えばかつて部制をしいてたわけですよ。部制をしくとき、10年後、組織をこうしようということではしたはずではないと私は理解しています。少なくとも当面、3年、5年ぐらいのスパンの中で、こういうふうな組織が望ましいだろうという中でやってきたんだと思っています。やっぱり組織と人というのは固定的にとらえてはだめだと。法律ももちろんです。法律もそのときそのときの状況とか時代の要請に合わないものは変えていく必要があるわけですから、法律さえ。ですから、組織はもっと柔軟に考えるべきだと。しかし、毎年ころころ変わって、市民が理解できないような、あるいは混乱するようなことがあってはならないし、サービスの低下にならないように、そのところは心がけていきたいと思っています。

それから、済みません、急ぎます。管理職ポストの拡大ということですが、主幹制度については、いろいろ批判いただいております。主幹制度というのは昔からあったわけですが、私が前の市長からかわって変えたことというのは、最初の年だけはいたし方なかった部分って反省していますが、いわゆる管理職が一定の年齢になると主幹に格下げみたいな、そういうことがありました。それは私が就任して間もなくの年はやってしまいましたが、その次の年から反省して、それはだめだということで、そういった形で主幹は考えておりません。

あと、主幹をふやしたのは、私は大分ふやしました。これはこの間、4日のときも申し上げましたように、組織と年齢構成とそれから抜てきの人事はこれはある程度必要だと思いますが、余り抜てきし過ぎますと、公務員の私の考え方ですよ。やっぱり限られた世界の中で、どちら

+

かという閉鎖された世界の中で、法律に守られてる地位があるわけですから、その中ではある程度年功も考えざるを得ない部分があるだろうと。例えば民間でしたら、ふてくされて仕事しなかったら、給与は下がるし、解雇されることもあるかもしれません。

しかし、公務員の場合は、こういう言い方は語弊あるかもしれませんが、そういうことは余り例がないわけですね。格下げもできないんですよ。本人から申請しない限り、一たん課長になった職の人は、課長しかないんですよ。だから、そこのところを私は主幹という形で、弊害を取り残さざるを得なかったと。私は、これは考え方なんでしょうけども、主幹という形である程度、課長と主幹一体となった管理職の中で、組織をうまく機能させたということは、例として私はあったと思っています。

ですから、主幹をふやしたことは全く後悔しておりませんし、実はもっとしたかったと。だけどこれ以上はできないなということで、有能な能力がある方が残念ながらご本人をやはり管理職にすることができなかったという、非常に反省もしてる部分ありますので、ただし、今回の場合は、主幹はふやさなくて、主幹の中から課長と同じ管理職の中で、そういった形でしていこうと。

ちなみに、ことし退職される、3月31日で管理職は1名でございます。ただ、来年、再来年以降は、そしてピークが5年後ぐらいになりますと、7名、8名という管理職が退職されると。一方で、その年齢に、能力としてあるんだけど、管理職にできないという人材もたくさんいますんで、そういった人たちには計画的にこれはやっていかなきゃいけないと。それはなぜかという、今の50歳代前半とか40歳代後半というのは非常に職員が少ないんですね。ですから、当然もっと女性の管理職も登用できるだろうし、そんなことで考えてます。済みません、時間が

ありませんので急ぎます。

それから、住宅新築・増改築補助事業の考え方については、高橋議員がおっしゃるのはよく理解できます。私も一番最後に置賜の中では長井市が実施するわけですから、ほかのところをよくよく研究して、一番いい制度にしようと思います。ですから、25万円の金額が少ないというお話ありましたけども、実は一番いいんですね、5%で25万円というのは。それと県と一緒に併用できますから、最高で45万円というのは長井だけなんです。それと同時に、やっぱり年度をまたぐやつとか、そういったところはぜひ研究して、目的はばらまきじゃないんですね。

結局、そういうふうにして、何かきっかけあったらやろうという市民の皆様への応援とそれから建築建設業界の皆さんの、仕事なくて大変ですから、そうした方たちの応援と、同時に人口3万人に寄与できる事業ということで、これは臨機応変に考えていきたいと思っていますので、よろしくご理解お願いします。

それと、敬老祝賀事業については、これは何度も申し上げておりますので、ぜひご理解いただきたいのは、各地区に全部分配するというんじゃないじゃなくて、あくまでも地区次第だと。こういう言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、やはり地区でしたくないというところもあるかもしれません。そういったところについては、無理やり強制するんじゃない。あくまでも気持ちでありますから、高齢者を敬う、そのために市としては、地区がやるのであれば支援しますよということでもありますので、現在の考え方で行っていきたいと思っております。済みません、言葉足らずですが。

それからあと、清水保育園、はなぞの保育園の合築計画でございますが、土地については、最初から清水町の浄配水場ありきというのは、全くそういったことはございません。私としても、できればもう少し広い土地でないかなと。

でも、いろんな制約があってできないと。

一方で、じゃあ民地を購入してやったらどうだということについては、やはりある程度、中央地区、しかも線路から西をぜひ考えるべきだろうといった場合に、いい土地はどうしても高額になってしまうと。それはもうTASの底地買ったんだから、そんなのはもう1億円で2億円でいいんじゃないかという議論もあるかもしれませんが、しかし、結果として市の土地の中から有効活用していこうと。市の土地もいっぱいあるんですね、実は。それを売りたいんですけども、なかなか売ることができない。加工しないと売れないですね。

そんな中で、一番いいのが清水町ということなものですから、それがいろんな意味で市にとってはいいなと。でも、子供たちにとってだめだったら、これは市の都合だけでやるのはだめな悪い判断ですけども、必ずしもそうじゃないなというふうに思いましたし、清水町自体も大歓迎でありますので、そういった意味でご理解を賜りたいと思います。

たくさん質問項目ありますが、最後に、計画がいろいろ変わったりしておりますが、やはり大きくは民間の学校法人が保育園をしたいという意向が、ことしになってから1月末ぐらいに出てきたと。ですから、最初は120人ということだったんですね。社会福祉協議会がはなぞのと統合したとき120人。でも、今の経済社会情勢からいったら、恐らく保育園の入園を希望される保護者がふえるはずだから、待機児童を絶対つくっちゃだめなんだから150にすべきだっていうふうに私は申し上げて、社会福祉協議会でもじゃあ150名でいこうと。最初は120だったんですよ。150ということになりました。

その後、民間の計画が出てきたと。同時に、例えば清水町の保育園について、あそこをうまく活用して、民間の人たちがNPOとか地区で学童保育も考えているんだということもあつた

もんですから、だとしたら民間の保育園はどうなるかわからないので、まず120でやって、清水町を残して、そこで待機児童の受け皿にしよう。やがて民間がふえて、清水町のところが利用する必要ないという状況になったら、今度は学童クラブで活用できるんじゃないかということから今回やったわけでして、私どもの方で計画が120になったり150になったりころころ変えたわけじゃないということは、結果としてはそういうふうに見えるかもしれませんが、真剣に検討した結果、そういうふうになったんだというふうに思っておりますので、なお、高橋議員からもお話ありました、一番いいのは、幸町のああいったところでやりたいと。しかし、あそこの土地はまだ売れる状況ではないですし、あと建物が建っておりますので、それを更地にするということであれば、やっぱり2年、3年は見なきゃいけない。そうすると、今ははなぞのと清水町の保育園については非常に老朽化が著しくて、ぜひ23年度にという要望でありますので、それにこたえて今回こういった決定をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 管理職の人数についてお答えいたします。

現在の管理職の数でございますが、課長が置賜広域病院組合派遣の課長2名並びに西置賜行政組合派遣課長3名、これら5名、合わせまして28名でございます。主幹は13名でございます。今年度末退職の管理職につきましては、先ほど市長答弁のとおりでございます。以上です。

○町田義昭議長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。

他の補助金を受領したことがない者との見解でございますが、ご質問の要件の一つに、同じ年度内に住宅に関するほかの長井市からの補助金を受領したことがない者として要件を規定し

+

ております。具体的には、同じ年度内に、今制度化しようとする補助金を受領した方については該当しません。2回目は該当しないということです。

もう一つは、介護保険住宅改修費用の支給を受領した方についても、今回の要件の補助金を受領したことになります。

また、浄化槽整備事業における放流ポンプ設置工事補助金につきましては、浄化槽から放流するための設備でありますので、このたびの補助金については居宅部分を範囲としておりますので、住宅に関する補助金の受領には該当しません。

なお、水洗便所改造資金などのあっせんにつきましては、銀行の融資でありますから、補助金とは区別しております。以上です。

○町田義昭議長 小泉良一福祉事務所長。

○小泉良一福祉事務所長 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、敬老祝賀事業とはというところですが、敬老祝賀事業の補助金は地区内の敬老者に対象かということでございます。そのとおりというふうに考えております。地区または地区公民館等が実施する敬老祝賀事業に参加した、数え76歳以上の高齢者が補助対象だということで考えております。

敬老会開催などとはどのようなことを想定してるのかでございますが、各地区あるいは公民館などが実施する敬老祝賀事業として、高齢者を公民館に招待をして、芸能やあるいは会食などでおもてなしをする事業のみならず、赤飯、紅白まんじゅう、酒あるいは商品券などを配布、贈呈をする事業も含むというふうに考えてるところでございます。

また、地区などというのは、市内の自治組織以外のものも該当かということでございますが、地区などの「等」で考えてるのは、平野地区全体のような大字単位の地区あるいは区というこ

とを想定してるところでございます。

それから、補助金である以上、成果報告書が求められるかということでございますが、補助金でございます。補助金の交付は長井市補助金等交付規則の規定によりまして、事業計画書と収支予算書を添えて申請をしていただき、審査して交付決定、そして実績報告書の提出ということになるのかなというふうに思いますが、なるべく簡素化できる方法はないか、そこを考えていきたいというふうに思ってます。

清水保育園、はなぞの保育園の合築計画でございますが、合築構想はだれが考えたのかというふうなことでございます。

保育計画で合築のことで出ているわけですが、その段階で移管先の社会福祉協議会で考えられたというふうに聞いております。

それから、合築は何がメリットかということでございます。

3歳未満児ははなぞの保育園、3歳以上は清水保育園と分かれていましたので、人によっては両方の保育園にお子さんを預けておられる方もおりまして、まことに不便であったということでございましたので、統合した保育園構想になったと聞いているところです。

また、このたびは両方の保育園が老朽化をしておりまして、一気に統合をして建設するというのを考えられたというふうに思ってます。さらに、施設統合することによりまして、調理室、遊戯室など、すべてにわたって共通する施設をまとめることができると思います。

また、職員数では削減が図られるなどの合理性がありますし、効率的な運営が図れることができるものと思っております。

保育単価からいえば、合築した場合とそれぞれ単独の場合とどうなるのかということでございますが、これはちょっと数字的なお話になって恐縮でございますけれども、比較として申し上げておきたいと思っております。例えばゼロ歳児をと

りまして、120と90名と60名それぞれあるわけですが、ゼロ歳児120名の場合、16万190円というのが保育単価となっています。90名の場合は、16万8,180円ということで単価となっています。60名は17万9,640円というようなことで、小さい保育園ほど単価が上がっていくわけでございます。保育単価は定員が小さいほど高く設定されてまして、運営上有利というふうなことが言えるのではないかとこのふうには思います。しかし、建設費用では、1棟建てるよりも2棟建てる方が高いわけでございますし、保育の人数の効率化ということでは、大きな保育園の方が効率的でございます。どちらが有利かというのは、保育単価だけでは語れないものとおっしゃるところでございます。

定員数の変更はなぜかということでございます。

市長からもございましたが、現在の保育園の合計が150名の定員でございます。待機児童対策として150名の児童を保育する施設と考えました。しかし、将来にわたる児童の減少が、人口が減少していくことを勘案して経営を考えた場合に、マックスで建設することは非効率と考えたところなんです。120としたわけでございますが、そこで待機児童の対応ということでは、清水保育園を受け皿とするようなことを考えてますし、また学校法人の30名規模の認定保育園の整備の計画が出てまいりましたので、そちらのことの調整をして、清水保育園の対応は学校法人の保育園建設までの間と、そんなふうにごさいます。

なぜ2階建てなのかということでございますが、今回、建設主体の社会福祉協議会が提示してきた計画が一部2階建てでございました。当初は、2階部分に5歳児の保育室が計画されておりましたが、検討した結果、保育室はつくらないこととして、3月3日の理事会に出されました。2階部分は会議室などでございますが、

本設計に入っていない段階でございますので、施設の設計ではいろんな検討がなされるものと思っております。

この間、この経過を社会福祉協議会に聞いたところ、厚生常任委員会協議会で説明したものは社会福祉協議会で計画された図面でございます。その後、専門家に相談をしたところ、1階部分に十分保育室を配置できるということであったので、理事会では2階の保育室はつくらないということを説明したということでございます。市といたしましても、建設主体の社会福祉協議会の説明ということで理解をしていったというふうに思っております。

今まで敷地が決まらなかったのも、構想が進まなかったと思っておりますが、敷地が決まりましたから、今後、実施に向けた計画が進んでいくというふうに思っております。以上でございます。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございました。

ちょっと時間が残ってないので、保育園の合築の話はまたさせていただきたいと思っております。ちょっとやっぱり私、乱暴だと感じてるんです、このやり方というのは。2階の話もそうでしたけれども、だったら今度は屋外遊戯場が狭くなるんですよ。だから、そういうのを総体でどうするのやという説明までしなければ、これってなかなか納得できないと思うんですよ。社会福祉協議会では、プールだってやっぱりちょっとしてくださいというお話もしたんだというお話も聞いてます。そういうことだって、ならないでしょう、現実的には。もっとやっぱり私は議論をしていかなきゃならない問題だなというふうに思っておりますので、それは違う機会をさせていただきたいと思っております。

敬老祝事業補助金です。これは結局、市長、敬老会的な事業をした地区には、その地区にいる76歳以上の分の掛ける1,000円はおあげをし

+

ますと。しないところは、これ補助金だから、支給しませんよと、交付しませんよというふうになるんだと思うんです。だけど、これは以前のやり方と違いますよね、明確に。やるところには交付をするけども、そうじゃないというそのやり方で本当にいいのかどうかという、私は議論しなきゃいけないと思うんですよ。

その際には、私何で今回一緒にしたかというのと、祝い品の支給も私は一緒に考えて、何が一番いいのか、地区にとってという検討をもう一回しなきゃいけないのではないかというふうに思ってるんです。祝い品500円分は今までどおりやりますと。1,000円分は、だけど敬老会的なことをしなければ交付しませんというのではなくて、旧来のように、月1,000円あるいはその500円も足していいなら1,500円ということで、それもそれぞれの地区に交付をして、それぞれ使っていただくと。それは、先ほど言われました敬老会に支出するところもあるし、例えば商品券、私のところはそうですけどもね、1,000円いただいている、地区からも1,000円を出して、それで2,000円の商品券を該当者にお渡しをするということをやっています。

これは何でかというのと、敬老会するから来てくださいと言ったって、来れない人がもうふえてるんです。施設に入ってる人とか、やっぱり体が動かないとかいう人もるので、そういう対応してるんです。それにもやっぱり該当できるわけで、もう少しこれは私は検討してほしいなというふうに思うんです。執行までにはまだあるので、どういうふうになれば一番いいのかというのは、私は内部でぜひいろんな地区長会の皆さんなどともお話をさせていただいて、検討していただきたいと思うんですが、そこだけお聞きをしたいと思います。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 議員ご指摘のとおりの部分はあります。ただ、去年、相談をしたときに、地区

長会に、委託事業はやめてほしいというのが、すべての地区での要望でした。というのは、地区で負担をしながら、その部分上乘せしなかなかなかできない。それは今までの敬老会事業のようなものを想定しておりました。今回は、むしろ地区長さん側から、やってるところだけでいいから支援してほしいということでありますので、確かにまだ9月でありますので、予算はおかげさまで全員分は出ささせていただいてますので、その期間いろいろ詰めながら、執行に当たってはいろいろできる余地もあるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討しながら、いい方法で執行させていただければというふうに思っています。以上です。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 終わります。ありがとうございました。

○町田義昭議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

大道寺 信議員の質問

○町田義昭議長 順位7番、議席番号4番、大道寺 信議員。

(4番大道寺 信議員登壇)

○4番 大道寺 信議員 本定例会に当たり、通告してあります1点について質問をいたします。